

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 接続番号（単独回線）変更に伴う非常通報装置再設定業務委託（その2）

2 契約の相手方

総合警備保障株式会社 関西営業部

3 随意契約理由

非常通報設備（以下、同設備）は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

今回、接続番号変更に伴い同設備において再設定を行う必要があるが、動作確認及び発報試験を行える業者は保守運用を行っている総合警備保障株式会社のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 もと津守小学校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

クラフトパーク冷却塔ファン整備業務委託

2 契約相手方

ダイキン工業株式会社

3 特名随意契約理由

クラフトパークの冷却塔は施設開設時から設置されており、室外ファンから軸の劣化が原因と思われる異音が発生している。万が一故障停止した場合は館全体の冷房が使用できなくなり、室内の給排気が行えなくなるため、工房及び施設運営に多大な悪影響を及ぼすことになる。

当該施設は有料施設であり、利用料金制を導入して運営していることから、市民サービスの低下をきたさないよう、また指定管理者にも不利益を及ぼすことのないよう当該機器を整備する必要があるが、冷却塔は、製造業者でもある上記業者と令和3年4月1日～令和8年3月31日まで「空調設備保守点検業務委託」契約を締結している対象設備の1つであり、上記以外の業者が整備業務を行った場合、責任の所在が不明確となり、整備後の保証ができない。上記業者は、同設備の状態及び作業内容の詳細を熟知しており、整備後の保守点検業務にも影響を及ぼさないことから、事業運営に支障をきたすことなく機器整備を実施することができる。

また、今回の整備内容については、保守点検業務委託の契約外となるため、改めて設備整備業務委託契約を締結するものである。

以上のことから、利用者及び指定管理者に不利益を及ぼすことなく当該設備整備業務を実施できるのは上記業者しかいないため、ダイキン工業株式会社との随意契約を実施する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 6539-3352）

随意契約理由書

1 案件名称

クラフトパーク染色廃水処理設備自動スクリーン更新業務委託

2 契約相手方

株式会社ゼオ

3 特名随意契約理由

染色廃水処理設備の一部である染色廃水処理設備スクリーン濾過機については、染色の凝集汚泥を濾過するものであるが、部品であるスクリーンが目詰まりし、濾過精度が低下してきている。スクリーンを更新し整備を行わなければ処理水質の悪化につながり、排水できなくなるため施設運営に多大な悪影響を及ぼすことになる。

当該施設は有料施設であり、利用料金制を導入して運営していることから、市民サービスの低下をきたさないよう、また指定管理者にも不利益を及ぼすことのないよう当該機器を整備する必要があるが、染色廃水処理設備は、上記業者と令和6年4月1日～令和7年3月31日まで「廃水処理設備濾過設備保守点検業務委託」契約を締結している対象設備の1つであり、上記以外の業者が整備業務を行った場合、責任の所在が不明確となり、整備後の保証ができない。上記業者は、同設備の状態及び作業内容の詳細を熟知しており、整備後の保守点検業務にも影響を及ぼさないことから、事業運営に支障をきたすことなく機器整備を実施することができる。

また、今回の整備内容については、保守点検業務委託の契約外となるため、改めて設備整備業務委託契約を締結するものである。

以上のことから、利用者及び指定管理者に不利益を及ぼすことなく当該設備整備業務を実施できるのは上記業者しかいないため、株式会社ゼオとの随意契約を実施する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 6539-3352）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教職員勤務情報システム用サーバ機器更新に伴うシステム構築業務委託

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教職員勤務情報システムは、職員証兼 IC カードから、職員の出退勤時刻データを収集するためのカードリーダーと、転送されたそれらの打刻情報を処理するソフトウェアにより構成される。

本業務は、教職員勤務情報システム用サーバのリース期間満了に伴い、別途調達を予定しているサーバ機器に対して、システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーション、基盤・ネットワークの構築及びデータ移行にかかる業務を行い、すべての機能が正常に動作するようテスト方式の検討、実施を経て、本番切替を行う一連の業務を委託するものである。

本システムのソフトウェアはアマノ株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、アマノ株式会社大阪支店が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定によりアマノ株式会社大阪支店と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名称

豊崎本庄小学校ほか2校の校舎改築に係る拠点管理サーバ移設作業業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」(契約相手方:NTT・TCリース株式会社)により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている西日本電信電話株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G4)

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

学校園ネットワーク基盤グループ

(電話番号 06-6115-8081)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度ストレスチェック制度にかかる面接指導等業務委託
(概算契約)

2. 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3. 随意契約理由

教育委員会では平成28年度より、改正労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の一次予防を目的に、教職員を対象としたストレスチェックを実施し、高ストレス者に対して医師による面接指導を行っている。

面接指導については、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（平成28年4月・厚生労働省）」において、「面接指導は当該事業場の産業医等が実施することが望ましい。」とされていることから、面接指導を希望する教職員が所属する学校園の学校産業医によって行うことを基本とするが、ストレスチェック制度における面接指導は本市が学校産業医に委嘱している業務に含まれないため、任意の業務として別途、従事についての意向確認を行う必要がある。

全学校産業医への意向確認及び調整(学校産業医が従事を希望しない場合の他校園の学校産業医との調整等)、加入医師による面接指導の実施、実施結果のとりまとめ業務等を遂行できるのは、本市の全学校産業医が加入している上記団体のみである。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
(電話 06-6208-9138)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 接続番号（単独回線）変更に伴う非常通報装置再設定業務委託（その3）

2 契約の相手方

総合警備保障株式会社 関西営業部

3 随意契約理由

非常通報設備（以下、同設備）は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

今回、接続番号変更に伴い同設備において再設定を行う必要があるが、動作確認及び発報試験を行える業者は保守運用を行っている総合警備保障株式会社のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）